

無所属

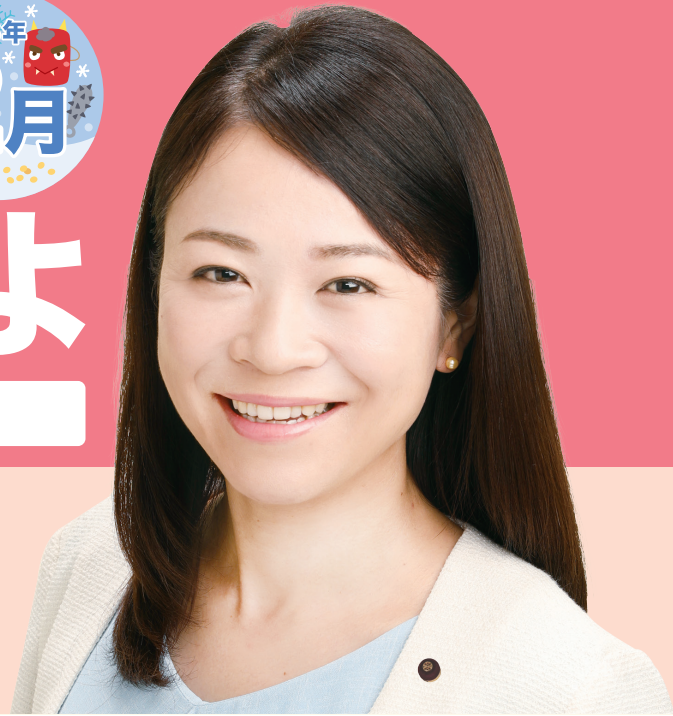
横浜市会議員（磯子区）

ふた

い

二井くみよ

市政報告 Vol.27



横浜市民の暮らしと安全を守る！

- ・ 横浜市の災害対策に必要な備えは
- ・ 補正予算の内容について

Check!

「令和6年能登半島地震」

2024年（令和6年）1月1日16時10分に発生した最大震度7の大地震は各地に甚大な被害をもたらしました。被災された皆様に心よりお見舞い申し上げ、一日も早い復旧復興をお祈りいたします。

横浜市では発災直後から様々な形で被災地の支援に取り組んでいます。市のHPに支援の取組みや募金受付に関する専用ページを開設していますのでご案内いたします。

能登半島地震

被災された方々を支援するための募金を受け付けています

口座振込でも募金ができます



↑ご確認はこちらから

災害対策に大切なことは

震災対策で最も大切なことは「人を死なせない」ということです。つまり「**耐震化・火災予防・津波から逃れる**」ことが肝要です。

そして発災後に命を守るためには、「水・食料・トイレ・電気・ごみ・インフラ」等の対策を速やかに行っていくことが求められ、また関連死を防ぐために「TKB48」**トイレ・キッチン・ベッドを48時間以内に備える**ことが重要視されています。

トイレは首都直下地震の最重要対策！

過去の震災において共同住宅（マンション）で在宅避難をしても自宅トイレが使えないため、結果として避難所にマンション住民が押し寄せたということがあります。共同住宅が全住宅の6割を占める横浜市においてトイレパックの備蓄は重点的に取り組んでいくべきです。

水・食料等とともにトイレパックの備蓄にもご協力をよろしくお祈りいたします。

トイレパックを備蓄しよう！

震災時に、トイレをすぐに使用したい場合やトイレが使用できなくなった場合に備え、トイレパックの備蓄が必要です。

トイレパックってどんなもの？

トイレの便器などに設置して使用する「袋」と「凝固剤」のセットです。凝固剤には、排泄物を固め、消臭する効果があり、衛生的で処理が簡単です。

トイレパックの使い方

- 1 袋と凝固剤を取り出します。
※吸水シートなどのタイプもあります。



- 2 便器に袋を広げてかぶせます。別のトイレパックの袋（またはその他のごみ袋など）を使用して、2重にしておく以降の手順で「袋の外側」を濡らさずに処理ができます。



- 3 そのまま用を足し、凝固剤をかけます。



- 4 便器から袋を外し（2重にしている場合は上の袋のみ）、袋の口をしっかり結びます。使用済みトイレパックだけを袋にまとめて燃やすごみの収集日にします。



※ごみの収集が停止している場合は、各家庭でまとめて保管しておきましょう。

備蓄の目安

- トイレに行く回数は、1人1日あたり約5回です。
- **1週間分(5回×7日=1人あたり35回分)**は準備しましょう！
- あわせてトイレトーパーも普段から多めにストックしておきましょう。消臭剤もあるとより快適です。

トイレパックはどこで買えるの？



ホームセンターや百元ショップ、インターネット通販サイトなどで購入可能です。各店舗にお問合せください。
※価格は、個包装で1個100円程度から1箱50個入りで4千円程度のものなどさまざまです。

（広報よこはま磯子区版NO.303より）

二井の想い



私は、横浜市は防災対策をより進めていく必要があると考えています。防災士としても横浜市の防災力強化のための提言や取組みに注力し、市民の皆様の安全安心の為に全力で働いてまいります。

二井くみよの市政報告（Vol.6 & 7）は防災対策特集の内容になっておりHPからご覧いただけますので日頃からの備えにご活用ください。



↑ご確認はこちらから

トピック① 住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり7万円の給付事業が始まります

電気・ガス・食料品等の価格高騰による緊急支援として総額約243億円の補正予算案が可決されました。

対象世帯 世帯全員が 令和5年度 住民税非課税	A 前回の給付金（3万円） を本市から金融機関の 口座で受給した世帯	B 前回の給付金（3万円） の対象だが本市から 未受給の世帯	C A、Bの対象とならない世帯 （世帯の中に令和5年1月2日から12月1日までに市外 から転入した方がいる世帯等や、令和5年度非課税相当で あっても税の申告を行っていない方がいる世帯等）
書類が 届く	「支給のお知らせ」または「確認書（申請書）」 が横浜市から郵送されます。 ※これまで受給なく、市外から転入した方がいる世帯は届かない場合あり。		書類は 届かない
横浜市から申請書類は送られてこないため、 ご自身での確認が必要です。			
重要			
給付額	1世帯あたり 7万円 （受給できるのは1回のみ）		
申請期間	令和6年2月1日（木）～令和6年5月1日（水）まで（必着）		
申請方法 支給時期	「支給のお知らせ」が届いた方 ➡ 手続きは不要です。2月28日（水）から記載の銀行口座へ振り込まれます。 「確認書」「申請書」で申請される方 ➡ それぞれ必要な申請書を返信用封筒、あるいは必要書類を添えて郵送にて申請下さい。 給付対象であり書類や記入事項に不備がない場合、受付から約1か月で振り込まれます。		
お問合せ	★ご自身の世帯が該当するかご不明な場合や、手続き方法などについてお困りの方などは、下記の専用コールセンターまでお問合せください。 【横浜市非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター】 ☎ 0120-045-320 (9:00～19:00) ※土日祝含む		

尚、政府は経済対策として住民税均等割のみ課税世帯への給付や低所得者の子育て世帯への子ども一人当たり5万円の追加給付、一定以上の年収の納税者への定額減税等を検討中です。進捗がありましたら、随時お伝えしてまいります。

トピック② 横浜みどり税の期間延長（5年間）

横浜市には市内に住む住民と市内事業者のみに課税される税金があります。「横浜みどりアップ計画」の重要な財源の一部として、平成21年から5年ごとに延長されてきました。そして今回も課税期間が令和10年度分まで5年間延長されます。



また、一定基準以上の緑化に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置についても5年間延長されることとなりました。

項目	内容	
横浜みどり税	個人	個人市民税の均等割に年間900円を上乗せ
	法人	法人市民税の年間均等割額の9%相当額を上乗せ(4,500円～27万円)
固定資産税等の軽減措置	特定緑化部分に対する特例	敷地面積500㎡以上の建築物敷地で、一定基準以上の緑化を行い、その緑地を横浜市と10年間保全する契約を締結すると、建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税の1/4が軽減される。
	農業用施設用地に対する特例	1000㎡以上耕作している農家が、農地・施設を自らの農業用として10年間継続して使用する契約を横浜市と締結した場合、農家の敷地内にある農業用施設用地に対する固定資産税・都市計画税が10年間軽減される。

この「横浜みどり税」の税収規模は約29億円（令和5年度予算ベース）で、身近な場所にある多くの樹林地や農地などを次世代に引き継ぐために活用されています。

二井の視点

「横浜みどり税」は横浜市独自の税であり、その目的や用途に対する理解や納得が不可欠です。樹林地や農地の維持保全のみでなく、都市部における緑化の推進など目に見える効果を市内全域で実感できる取組が重要です。また、県税である水源環境保全税や、国税である森林環境税（令和6年度から課税）も緑や環境に関する税金という点では共通です。これらの税との違いなども十分に周知し、将来的に税負担の軽減を図る必要があると考えます。

二井くみよ プロフィール

- ◆1982年9月6日生まれ ◆千葉大学法政経学部卒業
- ◆国会議員秘書（13年間）～民間会社勤務
- ◆就労移行支援事業所 就労支援員
- ◆行政書士・防災士
- ◆横浜市議員2期目（無所属）
- ◆国際・経済・港湾委員会/減災対策推進特別委員会
- ◆民主フォーラム横浜市議員団 所属



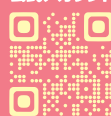
市政に優しさとスピードを!!

<HPはこちら>



是非ご登録・ご覧ください!

LINE
公式アカウント



二井くみよ事務所

〒235-0045
 横浜市磯子区洋光台 3-17-29
 サウスウィンド 101
 電話：045-654-4497
 FAX：045-330-7799
 MAIL：futaikumiy@gmail.com